

## すべての事業者への個人情報保護法の適用 に伴う個人情報の適切な取扱いについて

### 【改正個人情報保護法の施行について】

- 個人情報保護法では、個人情報の取得・利用、安全管理措置等についてのルールが定められています。
- これまでは、取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者は、個人情報保護法の適用対象外となっていましたが、平成29年5月から、個人情報を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法の適用対象とされています。
- 労働保険事務組合の皆様におかれては、委託事業主の使用労働者等の個人番号（マイナンバー）のみならず、氏名、生年月日等の個人情報についても、従来から適切にお取り扱いされていると存じますが、すべての事業者に個人情報保護法が施行されていることに伴い、同法の規定に基づく取組をお願いします。

### 【労働保険事務組合における取組】

個人情報保護法では、「①個人情報を取得・利用するとき」「②個人情報を保管するとき」「③個人情報を他人に渡すとき」「④個人情報を外国にいる第三者に渡すとき」「⑤本人から個人情報の開示を求められたとき」についてのルールが定められています。

労働保険事務組合が事業主から委託を受けて労働保険事務を行うに当たっては、特に以下にご留意願います。

個人情報を保管するとき	情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること。
本人から個人情報の開示を求められたとき	個人情報を開示、訂正、利用停止等すること

\*個人情報保護法の詳細は 個人情報保護委員会のウェブサイト([https://www.ppc.go.jp/personal/chusho\\_support/](https://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/))をご参照ください。